

令和元年 10 月 16 日
総 務 局

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
第 12 条第 1 項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(以下「条例」という。)第 14 条の規定により設置する審査会(以下「審査会」という。)の意見を踏まえ、以下のとおり条例第 12 条の規定に基づき表現活動の概要等を公表する。

1 表現活動の内容

- (1) 令和元年 5 月 20 日、東京都練馬区内での拡声器を使用した街頭宣伝における「朝鮮人を東京湾に叩き込め」「朝鮮人を日本から叩き出せ、叩き殺せ」の言動
- (2) 同年 6 月 16 日、東京都台東区内でのデモ行進における「朝鮮人を叩き出せ」の言動

2 都の対応

- (1) 上記 1 (1) 及び(2)について、条例第 12 条第 2 項の規定に基づく申出を受け、これらの表現は本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められるとの審査会の意見を聴取した。
- (2) 審査会の意見を踏まえ、都としては、上記 1 (1) 及び(2)の表現は、条例第 8 条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動であると判断した。
- (3) いわゆるヘイトスピーチはあってはならないものであり、都は、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、本件公表を行い、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を推進していく。